

『純粋理性批判』第二版演繹論における 量カテゴリーの客観的妥当性

福地 信哉

序

本稿は、カント『純粋理性批判』第二版の「純粋悟性概念〔カテゴリー〕の超越論的演繹」(Transzendente Deduktion der reinen Verstandesbegriffe, 以下「演繹論」)における難解な議論の一部を解釈することを目的とする。演繹論の議論の重要性は誰よりもカント本人によって強調されている。「形而上学の秘密全体を解く鍵」(X, 130)であり、「悟性と呼ばれる能力を解明し、同時にまた悟性を使用する際の規則と限界を規定する」(Axvi)という目的のために、これ以上に「重要な探究を、私は他に知らない」(ibid.), と。しかしながら、このテキストが、どのような論証構造をもち、いかなる主要テーゼを含み、何がどう問題含みなのか、これらについて解釈者の間で見解の一致はほとんどない¹。そればかりか、一体彼がどのような事柄を念頭に置きながらこのテキストを書いていたのか、それを明らかにする作業が依然として必要であるように思われる。

本稿が接近を試みるカントの主張は、次のものである。空間内の対象(例えば家)の知覚において、複数の空間(例えば家の玄関の広がり、1階窓のそれ、2階のそれ...)をまとめて捉えることは、判断機能としての量カテゴリーの働きである、と。なお、通常用語法からは逸脱するが、本稿では、対象(あるいはその部分)の広がりを「対象(の部分)の占める空間」あるいは「対象(の部分)の空間」と呼ぶことにする。空間全体のことは「ただ一つの空間」や「唯一の空間」と呼ばれる。また、演繹論の議論はカテゴリー一般についてなされたものだが、議論の内実を押さえるため、本稿では量のカテゴリーに限定して考察を進める。

(知覚において複数の空間を総合することは、判断機能としての量カテゴリー

一の働きである」というカントの主張は、知覚において判断機能が働いていると称する点で極めて問題含みである。本稿は、これを理解可能にするために次のテーゼを擁護する。〈継起的知覚において、複数の空間を総合すること（例えば家の玄関の広がり、1 階窓のそれ、2 階のそれ…を順々に捉えること）は、判断機能としての量カテゴリーの働きの一部である〉、と。後に見るように、このテーゼが主張しているのは、〈量カテゴリーの働きの一部は、対象を他から区別し、ひとまとまりのもの（家）として捉えることにあり、その働きは、空間的広がりを捉えることとして実質化される〉ということである。この件が、空間的場所は対象を個別化するという論点に基づいて擁護されるだろう。なお、本稿は、対象の全体を一目で知覚する場面についてカントの主張を擁護したり、判断機能としての量カテゴリーがなす複数の仕事の全てが、空間的広がりを捉えることとして実質化されると論じたりすることまではできない。しかし、上述のような解釈状況に鑑みるなら、彼の主張を部分的に擁護するだけでも十分な前進となるだろう。

さらに、先取りして言えば、カントが知覚において判断機能が働いていると主張した背景には、彼が、知覚ということで判断者に特有のそれを理解していたという事情があると思われる。本稿では、判断者特有の知覚とは、可能な知覚的判断（例えば「この家は赤い」）の主語概念を満たすものとして対象（家）を認識することであると主張する。

以上のタスクは、次のようなトピックと順序において達成される。第 1 節では、本稿の手法を述べる。第 2 節では、〈空間内の対象の知覚において、複数の空間を総合することが、判断機能としての量カテゴリーの働きである〉という演繹論の主張を示し、それが、知覚において判断機能が働いていると称する点で問題含みであると述べる。その上で本稿の課題を設定する。課題は、〈継起的知覚において、複数の空間を総合することは、判断機能としての量カテゴリーの働きの一部である〉というテーゼを擁護し、カントが念頭に置いていた判断者に特有の知覚とは何かを説明するということ、これである。第 3 節では、上のテーゼの主張内容を、〈量カテゴリーの働きの一部は、対象を他から区別し、ひとまとまりのもの（家）として捉えることにあり、その働きは、空間的広がりを捉えることとして実質化される〉と解する。これが、空間的場所は対

象を個別化するという論点に基づいて擁護される。そして、判断者特有の知覚とは、可能な知覚的判断の主語概念を満たすものとして対象を認識することであると結論する。

1. 本稿の手法

本節では、カントの重要な存在論的主張と認識論的モデルに対して本稿がとる態度を明らかにする。より特定して言えば、(i) 空間は感性の形式にすぎない、(ii) 悟性が感性に働きかけることで空間を構成する、というそれぞれ感性論と演繹論の強い主張に対しては、本稿の論点が中立的であると述べる。

カントの理説の本丸は、彼に特有の認識論的モデルを提示し、それに基づいて対象のアプリオリな秩序を存在論的に主張する点にある。対象からの触発に基づいて、時空形式を持つ感性が直観の多様を受容する。悟性が感性に働きかけてそれを総合し、統覚の統一にもたらす。経験の対象はこのことによつてはじめて成立するのだから、それは悟性のカテゴリーに従う他ない。例えば、必ず因果的關係に立つ、等々。

空間の総合を扱う本稿に関する限り、このモデルの中でとりわけ問題含みなのは、(i) 空間は感性の形式にすぎないという、感性論における「感性の形式説」と、(ii) 悟性が感性に働きかけることで空間を構成するという、演繹論における「悟性の働きかけ説」である。本稿の論点は、これらの主張から独立である。

そもそも、カントのモデルや主張の評価に先立ってまず必要なのは、それが何のモデルなのか、カントがどのような事柄を説明しようとしたのかを理解することである。しかしながら、こと演繹論解釈に関しては、カントの捉えようとしていた事柄について見解の一致がないばかりか、それを明らかにする作業がまだまだ十分でないように思われる。こうした事情に鑑みて、本稿は「感性の形式説」と「悟性の働きかけ説」から独立に、彼が捉えようとしていた事柄を明るみに出すことを目指す。その意味で、本稿は演繹論解釈の予備段階を成すものである。

2. 演繹論の主張

本節では、演繹論のいわゆる第二段階における枢要な主張をテキストから読み出し²、それが問題含みであることを確認する。その上で、本稿の課題を設定する。

先取りして言えば、その主張とは、〈空間内の対象の知覚において、複数の空間を唯一の空間に属するものとして総合することが、判断機能としての量カテゴリーの働きである〉というものである。これが極めて問題含みなのは、知覚において判断機能が働いているとする点にある。本稿の課題は、この主張の一部を擁護し、その際判断者に特有の知覚を明らかにすることである。

2.1 演繹論の主張を読み出す

カントは演繹論第二段階の論証を次のように語り起こす。

私たちは外的並びに内的な感性的直観の諸形式をアприオリに空間と時間の諸表象で有しており、これらの形式に現象の多様の覚知の総合は常に適合していなければならない。 […] ところで、空間と時間は […] (或る多様を含む) 諸直観そのものとしても、従って当の諸直観におけるこうした多様の統一 (Einheit) という規定とともに、アприオリに表象されている (超越論的感性論を見よ)。 (B160)

必要最低限のことを押さえておこう。この箇所以降でのカントの論証目標は、「およそ私たちの感官に現前しうる対象」 (B159) がカテゴリーに従うということである (カテゴリーの説明は本節後半で与える)。そこで彼は、ここで知覚を取り上げ、その対象がカテゴリーに従うと主張しようとしている。そのために時空、とりわけその「統一」が引き合いに出されている³。

空間の「統一」とは何だろうか。テキストの指示に従って感性論を参照すると、「空間概念の形而上学的究明」第 3 項の次の記述に行き当たる⁴。

[...] ひとはただ一つの空間だけを表象することができる。そしてひとが複数の空間について語る場合、その下で理解されているのは単に、一個同一の唯一的空間の諸部分であるにすぎない。(A25/B39)

カントはここで、複数の空間はただ一つの空間の部分であると主張している。言い換えると、〈複数の空間が、互いに何らかの方位と距離だけ隔たっているということがなく、空間的に断絶しており、別々の世界に属する〉という余地が、ここでは除去されていることになる。例えば、〈この建物の空間(拡がり)と六本木ヒルズのそれ、あるいは家の玄関の空間と 1 階の空間とが、空間的に断絶しており、別々の世界に属する〉という余地が除去されているのである⁵。

複数の空間がただ一つの空間に属するという意味で、空間は「統一(Einheit)」という規定とともにアプリアリに表象されている」(B160)。したがって、とカントは続ける。

したがって [...] 〈それに空間ないし時間のうちで規定されて表象されるべき全てのものが従っていなければならない或る結合〉も、[...] 既にこれらの直観とともに [...] 同時に与えられているのである。(B160-161)

ここでは、複数の空間がただ一つの空間に属するものとして考えられるということから、それらの空間を占める諸対象が満たしている統一的なあり方(「結合」)があるという件が引き出されている⁶。例えば、六本木ヒルズの占める空間と、この建物の空間は、ただ一つの空間に属するものとして了解されている。そのことからして、六本木ヒルズという対象とこの建物という対象が共に満たしている空間的秩序が存在する。こう言われている。

カントは続いて、〈六本木ヒルズとこの建物が共に属するただ一つの空間秩序は、カテゴリーに基づく〉という旨の驚くべきステップを踏む。これは、カテゴリーと空間という、言わばトップの秩序とボトムを合流させる重要な一歩である。それは次の一文で断言され、これによって演繹論の論証は実質的に完了する。

[空間における多様の] 総合的統一とはところで、〈一つの根源的意識における与えられた直観一般の多様のカテゴリーに従った結合の統一が、ただ私たちの感性的直観だけに適用されたもの〉に他ならない。(B161)

あまりにも抽象的なので、カント自身の例を参照しよう。彼の考えは、量のカテゴリーに関して、家の知覚を例にとり示されている。これに応じて、本稿の以下の考察も、量カテゴリーによる空間内の対象の知覚（に基づく判断）に限ることとする⁷。

[...] [1] 私が、例えば一軒の家の経験的直観を、当の直観の多様の覚知を通じて知覚とする場合、空間および外的な感性的直観一般の必然的統一が私の根底に存しており、[2] 私は言わば家の形を、〈空間における多様のこうした総合的統一に従って描くのである。ちょうど同じ総合的統一は、他方私が空間の形式を捨象するなら、悟性のうちにその座を有しており、直観一般における同種的なものの総合のカテゴリー、すなわち量のカテゴリーなのである。(B162, 太字強調引用者)

これまでのところから、[1] は理解できる。例えば家を、玄関、1 階の窓、2 階、屋根の順で捉え、最終的に一つの家の形を把握する、という場面を考えよう。こうした家の知覚が可能なのは、順に捉えられた玄関の空間、1 階の窓の空間、2 階の空間...がただ一つの空間に属する限りにおいてである。というのも、そのことなしには、玄関、1 階の窓、2 階...のうちいくつかは空間的に断絶した別の世界に属することになってしまうからである。

[2] については、まず「総合的統一」という用語を押さえる必要がある。この語は複数の含意を持つが、ここで着目したいのは次の 2 つのパッセージである。

私は [...] 総合の下で、[...] 様々な表象を互いに加え合わせ、そして様々な表象の多様を一つの認識において把握する働きを理解している。(A77/B103)

[...] 私は、機能〔という語〕の下で、相異なる諸表象を一つの共通の表象の下に秩序づける、**働きの統一**を意味する。(A68/B93, 太字強調引用者)

総合とは、複数のものを一つにまとめあげる働きである。また、そうした働きの統一とは、働きの一定の仕方、機能と解されうる。以上からして、「総合的統一」、言い換えれば〈総合という働きの統一〉とは、複数のものを一つにまとめあげる働き(総合)の一定の仕方(機能)であると読むことができる⁸。

その上で、〔2〕の太字部分

ちょうど同じ〔空間における多様の〕総合的統一は、他方私が空間の形式を捨象するなら、[...] 量のカテゴリーなのである。(B162)

を解釈しよう。この主張内容は次のように解される。〈複数の空間(玄関の空間, 1 階の窓の空間...)を、ただ一つの空間に属するものとして取りまとめ、対象の形を捉える仕方(「総合的統一」)〉は、空間に適用された量カテゴリーである、と。

なお、カテゴリーは次のようなものとして特徴づけられている。

[...] **カテゴリー**とは、与えられた直観の多様が、判断する機能に関して規定されている限りで、まさにこの判断する機能に他ならない[...]。(B143)

要するにカテゴリーとは判断機能である。これを踏まえると上の主張内容は次のように書き直される。複数の空間(玄関の空間, 1 階の窓の空間...)を、ただ一つの空間に属するものとして取りまとめ、対象の形を捉える仕方は、**判断機能**としての量カテゴリーが空間に適用されたものである、と。

カントはそれゆえ、ある種の判断機能が知覚において複数の空間を総合するのだと主張している。極めて問題含みなのは、知覚において判断機能が働いているという点である。一方で知覚は命題的内容をもたず、他方で判断はそれを持つ。また、家の形を捉える程度のことであれば、ある種の動物や乳児にもで

きるだろうが⁹、判断は概念を有する者にしかできないと思われる¹⁰。よりプリミティブであるはずの知覚に、より高次な判断機能が働いているというのは異様な主張に見える。

こうして、トップとボトムを合流させる役割を担わされ、かつ問題含みの上の主張は、演繹論の重大な解釈問題を与えることになる¹¹。

2.2 課題の設定

以下での課題を設定しよう。上の主張は極めて問題含みであり、それを部分的に擁護するだけでもある程度の前進になるだろう。そこで、以下では〈継起的知覚において、複数の空間を唯一の空間に属するものとして総合することは、判断機能としての量カテゴリーの働きの一部である〉というテーゼを擁護することを目指す。また、カントが知覚において判断機能が働いているとしている以上、彼が念頭に置いている知覚は、動物や乳児とは異なる私たち判断者に特有の知覚であると目される。そのポイントが何かということ、これにも答えることにしよう。

結論から言えば、このテーゼが理解可能となるポイントおよびカントの洞察は、空間が対象を個別化する原理であるという点にある。また、カントが念頭に置いている判断者に特有の知覚とは、可能な知覚的判断の主語概念を満たすものとして対象を認識することであり、その意味で概念的内容を持つものと解されることになるだろう。

3. テーゼの擁護と、判断者に特有の知覚

〈継起的知覚において、複数の空間を唯一の空間に属するものとして総合することは、判断機能としての量カテゴリーの働きの一部である〉というテーゼの擁護は、次の4つのステップを踏んでなされる。下図1を参照されたい。手始めに (i) 判断機能としての量カテゴリーの働きを分析しよう。これが、(a) 対象を識別する働きと、(b) 識別された対象を一括する働きを含むと述べる。次に、(ii) 当該のそれぞれの働きが、継起的知覚に基づくある種の判断にあ

っては、特定の場所における拡がりを捉えることと、複数の空間を総合することによってなされると指摘する。さらに、(iii) 2.1 節で述べられた空間の唯一性を踏まえて、判断機能としての量カテゴリーの働きが、当該の判断においては、複数の空間を唯一の空間に属するものとして総合する働きを含むと主張する。最後に、(iv) 同様の議論が継起的知覚そのものについてもなされると論じる。(i) - (iii) を下に図示しておこう。

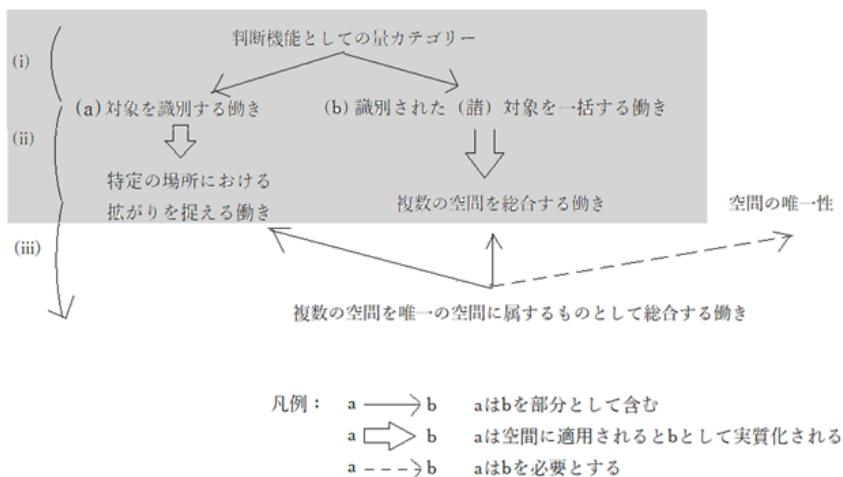


図 1 判断機能としての量カテゴリーの働きは、継起的知覚に基づくある種の判断においては、複数の空間を唯一の空間に属するものとして総合する働きを含む

3.1 (i) 判断機能としての量カテゴリーの働きの分析

ステップ (i) では、カントの判断論を手掛かりに、判断機能としての量カテゴリーが、(a) 対象を識別する働きと (b) 識別された対象を一括する働きを含むと述べる。だがその前に、これ以降の主張が解釈上どのような立場に属するのかという件を明確にしておこう。

カントは、演繹論第二段階に先立つ「形而上学的演繹」において、判断の論理的形式を 12 個掲げ、それに対応する仕方で同数のカテゴリーを導出している。

彼の動機は、一般論理学によって完全に枚挙されていると目される判断の形式に訴えることで、カテゴリーが遺漏なく導出される保証を得ることにある。この導出によるカテゴリーの完全性は非常に疑わしく、ここで立ち入ることはできない。

なお、カントは判断表とカテゴリー表を、単に数を合わせるために用いているだけではない。仮にそうであれば、判断の形式とカテゴリーの対応関係を諦めることは、カテゴリーの完全枚挙を諦めるということに済む。しかしながら、実際の賭け金はそれよりも高く、当の対応関係を諦めることの代償はあまりにも大きい。彼は、カテゴリーの機能を判断の機能と結び付けていたのであった。再掲しよう。

[...] カテゴリーとは、与えられた直観の多様が、判断する機能に関して規定されている限りで、まさにこの判断する機能に他ならない[...]。(B143)

演繹論第一段階のこの宣言の直後で、彼はこう結論する。

したがって、与えられた直観における多様でさえ、〔「判断する論理的諸機能の一つに関して規定されている」(ibid.) 以上、〕必然的に諸カテゴリーの下に立つのである。(ibid.)

演繹論第一段階の論証は、カテゴリーが判断機能であることに依拠しており、また上で見たように第二段階も同様である。それゆえ、判断の形式とカテゴリーの対応関係を諦めることは、カントの中心的プロジェクトを諦めることを意味する。

残念ながらしかし、判断形式とカテゴリーの機能上の対応関係は非常に評判が悪い。[Bennett 1966, 92] や [Guyer 1987, 99] はとりわけ関係カテゴリーに関して、次のように指摘する。定言判断は必ずしも実体に偶有性を帰する判断ではなく、仮言判断は必ずしも因果的結合を述べるものではなく、選言判断は必ずしも対象の相互作用を語るものではない、と。量カテゴリーに関してもまた、例えば「数 3 は素数である」という判断は、カントに従うなら、判断の量

としては単称的である一方、カテゴリーとしては総体性 (Allheit) が用いられていることになり¹²、単称判断と単一性カテゴリーの機能上的一致という考えと齟齬をきたすと思われる。

こうした論難に抗する途を開いたのは [Longuenesse 1998] である。任意の判断においてカテゴリーが適用されているとまでカントは主張していない、と彼女は応じる。あくまでもカテゴリーの適用されている判断に限って、判断の論理的形式とカテゴリーとの関係を見出すことができれば十分なのである。そして、両者の関係については次のように述べられる。「[...] 各々のカテゴリーは、[...] 対応する論理的形式との関係からその意味を得る」¹³と。具体的に、判断の量と量カテゴリーを、彼女は次のように連絡させている。

例えば、「若干の物体は重い」あるいは「この庭のあらゆる木々は果実を実らせている」と語りうるためには、私は主語概念（「物体」あるいは「この庭の木」）の下で考えられる諸要素を通覧し (run through)、それらを述語概念（「重い」あるいは「果実を実らせている」）に関して比較しなければならない。そして私は、同種的な多様な諸要素（同じ概念下で思考された多様）とみなされた諸表象によって、継起的に「内官を触発」しなければならない。 [Longuenesse 1998, 249-250]

彼女の説明は依然不明瞭さを残している。とはいえ、内官の触発といった認識論的モデルに依拠した説明を除けば、基本的には彼女の線に沿いつつ、カントの念頭に置いていた事柄をより明確にしてゆくのが本稿の方針である。

議論の本線に戻ろう。ステップ (i) では、判断機能としての量カテゴリーが (a) 対象を識別する働きと (b) 識別された対象を一括する働きとを含むと述べる予定であった。

カントの判断論を瞥見することから始めよう。まずは、カントの論理学がアリストテレスに由来する名辞論理学の一形態であることを踏まえておきたい¹⁴。この種の論理学によれば、判断とは主語概念と述語概念を繫辞によって結合すること（あるいはそうした複数の判断を「または」や「ならば」で合成すること¹⁵）である¹⁶。簡短のため、以下では定言的肯定判断に限って検討する。

さて、カントの判断論における量カテゴリーの役割とは、主語概念と述語概念が与えられている下で、それらの概念の外延の包含関係を判定することである^{17 18}。言い換えると、主語の外延のうちどれだけが述語の外延でもあるか決定することがその役割である¹⁹。その量に応じて、量カテゴリーのうち、単一性 (Einheit) , 数多性 (Vielheit) , 総体性 (Allheit) のどれが用いられるかが決定される²⁰。

それぞれ見てゆこう。ただし、ここでの目的からして、各々の量カテゴリーに共通する特徴を見出すことができれば十分である²¹。主語の外延の数が 1 であり、その全てが述語概念を満たす場合には、単一性カテゴリーが用いられる。例えば、富士山は一つである。その全てが冠雪しているとき、「ただ一つの富士山が冠雪している」と判断される。

主語の外延の数が 2 以上であり、かつその一部ののみが述語概念を満たす場合、数多性カテゴリーが用いられる。例えば、木々の一部ののみが紅葉しているとき、「若干の木々が紅葉している」と判断される。

主語の外延の数が 2 以上であり、かつその全てが述語概念を満たす場合、総体性カテゴリーが用いられる。例えば、クジラは 2 個体以上存在し、かつその全てが肺呼吸をする。それゆえ、「全てのクジラは肺呼吸をする」と判断される。

以上の整理からしてこう言えるだろう。量カテゴリーとは、(a) 主語概念を満たす諸対象を識別してその数が 1 であるか 2 以上であるかを判定し、(b) そのうち述語概念も例化するものを一括し、(c) それと主語の外延との包含関係を判定するという働きを持つ。と。例えば、量カテゴリーは、(a') 木である対象が 2 以上であると判定し、(b') うち紅葉しているものを括り出し、(c') それと問題の木々の包含関係を判定する。その結果「若干の木々が紅葉している」という判断がなされるに至る。以下では、これらの役割のうち (a) と (b) に注目することにした。

3.2 (ii) 判断機能としての量カテゴリーの働きの実質化

次に図 1 の (ii) のステップに進む。ここではまず、(a) 対象を識別すると

いう量カテゴリーの働きが、継起的知覚に基づくある種の判断においては、特定の場所における拡がりを捉える働きとして実質化されると主張する。これは自明事ではない。対象の識別に関係するカントの説明を聞こう。「反省概念の多義性についての注解」で、次のように述べられている。

場所の差異が現象としての対象の数多性と区別を [...] 既にそれだけで可能にするばかりではない。それをまた必然的なものとする。(A272/B328)

場所の差異が、対象の相違のために十分であるとカントは述べている。[滝沢 2011, 140-141]の指摘するように、ここからカントが空間的場所を対象の個別化の原理と考えていることが分かる²²。そして、本稿の主張では、空間的場所を対象の個別化の原理であるという論点こそ、判断機能としての量カテゴリーと空間の秩序を合流させることを可能にした、カントの洞察なのである。

空間的拡がりを捉える働きとは、特定の場所における拡がりを捉える働きである。そして、空間的場所は対象の個別化の原理であるゆえ、これに訴えることで対象を他から区別することができるようになる。言い換えると、対象を他から区別するという量カテゴリーの働きは、継起的知覚に基づくある種の判断においては、特定の場所における拡がりを捉える働きとして実質化されるのである。

判断の場面を考えて以上のことを具体化してみよう。なお、以下で取り上げられる判断は、次の三条件を満たすものに限られる。第一に、それは、空間内の一つの対象、あるいは空間内に並存する複数の対象について下される。第二に、当の判断は対象の知覚に依拠する。第三に、その知覚は特定の場所における対象の拡がりを順々に継的に捉えてゆくものである。

まず、継起的知覚に基づいて複数の対象について判断を下す場面を考えよう。例えば、公園に出て、まず目に入ったベンチの後ろの 1 本の木が紅葉していないことをチェックする。続いて自動販売機横とごみ箱横のそれぞれにある 2 本の木々が紅葉していることを発見する。そして、「この公園の若干の木々は紅葉している」と判断を下す。このためには、3 本の木々を識別し、うち 2 本を括り出して、それらが紅葉していると述定する必要がある。ここで、3 本の木々

の識別は、それらの異なった場所の拡がりをそれぞれ捉えることによってなされる。1 本目の木はベンチの後ろの拡がりを、2 本目の木は自動販売機横の拡がりを、3 本目の木はごみ箱横の拡がりを、それぞれ占めている。それら別々の場所における拡がりを捉えることによって、それぞれの木は識別されるのである。

ありうべき誤解を排除しておきたい。本稿の主張は、一般に継起的知覚に基づく必要であるということではない。私たちは、概念や時間的拡がりに訴えることによって、対象を識別することができるだろう。例えば、1 本目を桜として、2 本目をイチョウとして、3 本目をポプラとして、それぞれ概念によって識別することも可能である。また、例えば、男の声と女の声が順々に聞こえ、それに基づいて男女を識別し、男女が話していると判断することができるだろう。対象を識別するために空間的拡がりに訴えることがしばしば不要であること、これを本稿は認める。むしろ、継起的知覚に基づくある種の判断において、特定の場所における拡がりに訴えることで十分に対象の識別を行うことができること、これがここでの論点である²³。

さて、量カテゴリーはさらに、(b) 識別された対象を一括する働きを含むのであった。目下考察している例で、諸対象は特定の場所における拡がりによって識別されている。それゆえ、それを一括することは、複数の拡がり(1 本目の木の空間、2 本目の木の空間...)を総合することであると言えるだろう。

以上は、複数の対象の判断(特称判断ないし全称判断)において、諸対象の識別とその一括を空間に訴えてなす事例であった。次に、一つの対象についての判断(単称判断)でも、その諸部分が継起的知覚によって把握される限り、類似のことが言える。家を、玄関、1 階の窓、2 階...の順に捉え、「この家は赤い」と判断することを考えよう。この際、玄関、1 階の窓...それぞれの拡がりを捉え、それを一括することが必要である。ここで、一括された家の拡がりを限界づけることによって、家という個体が切り出されている。それゆえ、この場合も(a)対象の識別は特定の場所における拡がり(このケースでは、複数の空間それぞれではなく、総合された空間)に訴えてなされており、また(b)複数の家部分空間を総合することがなされている、と言える。

3.3 (iii) 判断機能としての量カテゴリーと、空間の総合

以上で図 1 の網掛け部分が完了した。ステップ (iii) に進もう。ここで、2.1 節で感性論を引いて指摘した空間の唯一性を踏まえると、求められる結論が出る。複数の空間は、ただ一つの空間に属するのであった。つまり、木々の占める諸空間や、家部分の占める諸空間が互いに断絶していることはないのであった。これを顧慮して次のように結論される。量カテゴリーは、継起的知覚（木々を順々に知覚してゆくこと）に基づく複数の対象（若干の木々）についてのある種の判断においては、複数の空間を唯一の空間に属するものとして総合することを含む、と。継起的知覚（家の部分を順々に知覚してゆくこと）に基づく一つの対象（家）についての判断でも同様である²⁴。

3.4 (iv) 判断から知覚へ

このようにして、第一義的には概念を結合する操作である判断を下す際、(i) 私たちは、主語概念を満たす対象を識別し、識別された対象を一括するというを行っている。(ii) これらの働きはそれぞれ、特定の場所における拡がりをつまみとゆき、それらを一括するという働きによって実質化されることが出来る。(iii) これは、複数の空間を唯一の空間に属するものとして総合することに他ならない。

さて、ここまでで、継起的知覚に基づくある種の判断が上の総合の働きを含むと論じてきた。本稿が擁護しようとしているテーゼは、継起的知覚そのものが上の働きを含むということである。これが、知覚が判断機能によってなされるというカントの主張の問題含みの点なのであった。以上の議論を踏まえると、しかし、この主張も理解可能なものになる。

これまでの議論が通るような対象認識は、(i) 主語概念を満たす対象を識別し、識別された対象を一括するものでなければならない。ある種の知覚はこの制約を満たすことができる。セラーズが彼のカント論で指摘するように、ある種の知覚は概念的内容をもち、それは「このしかじか (this-such)」という形式で表記される。例えば、「この家」というように。（なお、知覚が概念

的でありながらも判断と異なるのは、その内容が命題形式を持っておらず、「この家は赤い」といった主語-述語の結合によっては表現されないという点にある。) 加えて、その種の知覚は、対象を〈その概念が可能な知覚的判断の主語となるもの〉として表象する概念的活動であると言うことができる。例えば、家の知覚は、「この家は赤い」「この家はバロック様式だ」などといった可能な知覚的判断の主語位置に入るものとして対象を表象する概念的活動であると言えるだろう²⁵。これが正しければ、家の継起的知覚は、ある意味で (i) 主語概念を満たす対象を識別し、識別された対象を一括するというタイプの認識であると言える。

そうだとすると、上で、継起的知覚に基づくある種の判断についてなされたのと同様の議論が継起的知覚についてもなされうる。すなわち、(ii) 空間内の対象の継起的知覚において、対象の識別とその一括という作業は、対象の部分空間を継起的に捉え、それを一括することによってなされうる。例えば、家概念を満たす対象が、玄関、1 階の窓...を順々に捉え、それを一括することによって知覚される。(iii) これは、複数の空間を唯一の空間に属するものとして総合することによってなされる、と。

以上 (i) - (iv) より、〈継起的知覚 (およびそれに基づく判断) において、複数の空間を唯一の空間に属するものとして総合することは、判断機能としての量カテゴリーの働きの一部である〉というテーゼが理解可能になる。

3.5 カントの洞察と、判断者に特有の知覚

2.2 節で設定された課題はこうであった。〈継起的知覚 (およびそれに基づく判断) において、複数の空間を唯一の空間に属するものとして総合することは、判断機能としての量カテゴリーの働きの一部である〉という上のテーゼを擁護すること。そして、カントが知覚において判断機能が働いていると主張している以上、念頭に置かれている知覚は動物や乳児でない私たち判断者に特有の知覚であると目されるが、それが何かを示すこと、これであった。今やこれらの問いに答えることができる。

テーゼは次のように擁護されたのであった。判断機能としての量カテゴリー

とは、(i) 主語概念を満たす対象を識別し、それを一括する働きを含む。(ii) この働きは、主語概念を満たす対象を個別化する空間的な拡がりをつえ、それを一括する働きとして実質化される。それゆえに、(iii) この働きは、複数の空間を唯一の空間に属するものとして総合する、と。カントの洞察は、空間が対象を個別化しようという点に、判断機能と空間との結節点を見出したことにある。

そして、こうした判断機能の働きによってなされる判断者特有の知覚とは、対象を〈その概念が可能な知覚的判断の主語となるもの〉とみなす認識である。概念を有しない動物や乳児も、対象およびその占める空間的拡がりをつえることができる。しかし、概念を満たす対象およびその占める空間的拡がりとしてそれらをつえることができないだろう。

結論

本稿は次のように進められた。第 1 節では、本稿の論点が「感性の形式説」と「悟性の働きかけ説」から独立であると述べた。第 2 節では、〈空間内の対象の知覚において、複数の空間を唯一の空間に属するものとして総合することが、判断機能としての量カテゴリーの働きである〉という演繹論の主張を示し、それが、知覚において判断機能が働いているとする点で問題含みであると述べた。そして、本稿の課題が設定された。課題は、〈継起的知覚において、複数の空間を唯一の空間に属するものとして総合することは、判断機能としての量カテゴリーの働きの一部である〉というテーゼを擁護し、カントが念頭に置いている判断者に特有の知覚が何であるかを説明するという、これであった。第 3 節では、上のテーゼの主張内容を、〈量カテゴリーの働きの一部は、対象を他から区別し、ひとまとまりのものとして捉えることにあり、その働きは、空間的拡がりをつえ、実質化される〉と解釈した。これが、空間的場所は対象を個別化するという論点に基づいて擁護された。そして、判断者特有の知覚とは、可能な知覚的判断の主語概念を満たすものとして対象を認識することであると結論した。問われるべき課題は残されている。とはいえ一定の成果を得たとして本稿を閉じることにしたい。

註

1. [湯浅 2003, 95] を参照。
2. 演繹論が二段階からなる一つの証明であるという件は [Henrich 1979] 以来広く受け入れられてきた。本稿もこの理解を採用する。
3. このテキストは、それに付された注と合わせて、伝統的に、活発な議論的になってきた。一端を挙げると, [Allison 2015, 408–413], [Cohen 1871, 46], [Falkenstein 1995, 91], [Longuenesse 1998, 211–242], [Onof and Schulting 2015], [Vaihinger 1881, 227–228], [Waxman 1991] を参照。詳細なサーヴェイとしては, [Onof and Schulting 2015, 6–12] を見られたい。彼らによって主に争われてきたのは、空間を表象するという事態が、カントの枠組みの中で、はたして、またいかにして整合的に説明されるのかということである。一方には、それは非直観的概念的な表象に過ぎないという向きがあり、他方には空間そのものを構成する直観的働きであるとする向きがある。しかし、争われている事柄の不明瞭さは措くとしても、この論争に立ち入ることは得策でない。というのも、第一に、テキストそのものの中心的論点は、彼らが争っている空間の表象そのものについてではなく、対象認識において空間が果たす役割にあるからである。第二に、カントの認識論的モデルによる記述如何の前に、カントが何にモデルを与えようとしているのかを解明する必要があるからである。
4. [Onof and Schulting 2015, 12–16] がこの箇所注目している。
5. 私はここで、複数の空間がただ一つの空間に属するとは、それら複数の空間同士が互いに空間的關係に立つことを意味すると解釈している。すなわち、その場合、一方の空間は他方の空間から何らかの方向と距離だけ隔たったところに存在するのである。この反例としては、複数の空間同士が互いに空間的關係に立たない場合を考えればよい。例えば、私たちはしばしば、『ドラえもん』におけるのび太の家の空間についての語りをするが、それと自分の家の占める空間（広がり）との距離について尋ねられれば驚くだろう。そもそも両者は一つの空間には属しておらず、自分の家の空間がのび太の家の空間から北に 60 キロ離れた場所にあるといった言明は意味を成さないか偽であるように思われる。類似の例として、私が昨晚夢で見た桃源郷の空間が、朝目覚めたベッドの空間の上空 1 光年先にある、と語るのナンセンスだろう。このようにして、ある種の虚構の空間と現実の空間、あるいは夢の空間と現実の空間は空間的關係に立たないと言える。虚構の空間や夢の空間は、カントがここで論じている空間から排除されている。
6. 「結合」については次の文言を参照。「[...] 結合という概念は、多様、ならびに多様の総合という概念のほかになお、多様の**統一**を伴っている。」(B130, 太字強調引用者)
7. カントはもう一つ、因果性カテゴリーに関して、水の状態変化を例に説明しているが (B162–163)、こちらに立ち入ることはできない。
8. これとは別に、「総合機能に基づく一様な性質」と読むのが適切と思われる箇所もある (例えば B131 を参照)。だが、本箇所では「総合的統一」は「カテゴリー」（「カテゴリーに基づく性質」ではない）に等置されているため、後者の読みは第一義的には当てはまらないだろう。
9. [鶴原 2011] , [Uexküll 1973, 31] を参照。

10. 判断に概念が必要であることについては、例えば『イエッシェ論理学』の報告 (IX, 101) を参照。
11. このステップが演繹論の鍵であるということは、例えば [Allison 2015, 415] も指摘している。ただし、本稿によるこのステップの理解に彼が同意するかは定かでない。
12. B111 を参照。
13. [Longuenesse 1998, 79]
14. [五十嵐 2015, 120] を参照。
15. A73/B98 を参照。
16. 『イエッシェ論理学』における報告 (IX, 101, 105) を参照。
17. 以下、「主語概念の外延」「述語概念の外延」を「主語の外延」「述語の外延」とそれぞれ略記する。
18. 『イエッシェ論理学』の次の報告を参照。

量からみると、判断は、全称 (allgemeine) 判断、特称 (besondere) 判断、個別 (einzelne) 判断のいずれかである。[...] 全称判断においては、一方の概念の領圏 (Sphäre) が他方の概念の範囲のうちに全面的に囲いこまれる。特称判断においては、一方の概念の一部が他方の概念の範囲の下に囲いこまれる。最後に単称判断においては、まったく範囲をもたないような概念が、だから単に部分として、他方の概念の範囲の下に囲い込まれる。(IX, 102)

なお、本稿は、判断の論理的機能とカテゴリーとの癒着を強調する一方、それらの区別を曖昧にしている。以下ではそれに関する問題を指摘するにとどめる。当の区別に関するカント自身の説明は次の通りである。

カテゴリーは対象一般の概念であり、それによって対象の直観は、判断するための論理的機能の一つに関して規定されたものとみなされる。それで定言的判断の機能は、述語に対する主語の関係の機能なのであった。例えば「全ての物体は可分的である」、と。しかしながら、悟性の単なる論理的使用に関しては、両概念のどちらに主語の機能を、そしてどちらに述語の機能をひとが与えようとしているのかは未規定のままである。なぜならひとは、いくつかの可分的なものは物体である、とも言えるからである。実体のカテゴリーによっては他方、私が物体の概念をその下にもたらずときは、次のことが規定される。すなわち、物体の経験的直観は経験において常にもつぱら主語とみなされねばならず、決して単なる述語とみなされてはならない、ということがそれである。あらゆる残余のカテゴリーについても同様である。(B128-129)

ここでカントは、判断の論理的機能は主語と述語の関係のみを規定する一方、問題となっている二つの概念のどちらが主語でどちらが述語かを規定するのは実体-偶有性カテゴリーであると述べている。しかし、仮にこの説明が関係カテゴリーについて通るのだとしても、その他のカテゴリーにどう当てはまるのかは全く明らかでない。

19. カントの用語法によれば概念の「外延」(Umfang) は、下位概念の集合を意味しているという見解がある。しかしここでは、[五十嵐 2017, 126-128] に沿って、概念の外延とは、当の概念を満たしている個体の集合であると解する。

20. A70/B95, A80/B106 を参照。なお、判断の論理的形式としての量と、量カテゴリーとの間の、表上の対応関係には問題がある。つまり、判断表における、全称的→特称的→単称的という順序と、カテゴリー表における単一性→数多性→総体性という順序は一見して不一致である。また、カントがしばしば後者を逆順でも書いていることが、解釈者を困惑させてきた。[Frede and Krüger 1970] や [Allison 1983, 350n.] を含む多くの解釈者が逆順を支持する。本稿はこちらを採用している。これに反して正順で取る向きとしては、例えば、[Thompson 1989] がある。
21. 三分法や、個々の量カテゴリーの意味内容について詳しく立ち入ることはできない。とりわけ単称判断の意味論については [五十嵐 2017] を、主語の存在指定については [五十嵐 2015, 120-122] を参照。
22. ここで立ち入ることはできないが、個性に関するカントの見解をより十分に理解するためには、他に、汎通の規定に関する議論 (A573/B601) を参照する必要があるだろう。[滝沢 2011, 154-155 n. 3] を参照。
23. 拡がりに訴える、と曖昧な表現をしているが、それは次の事情による。正確に言えば、ただの一時点において対象の拡がりを限界づけられるだけでは、対象を識別したというのには不十分だろう。椅子の上のポチの拡がりがある時点で限界づけることができても、ポチが床に移動した際にも椅子の上を限界づけているなら、ポチを識別しているとは言えないだろう。むしろ、今度は床の上のポチがいる拡がりを限界づけなければならない。しかし、それでも特定の場所における拡がりに（複数の時点にであれ、あるいは連続的にであれ）訴えることによって対象を識別していると十分言える限り、本稿では簡短のためにこうした精緻化を度外視する。
24. 可能な誤解を除去しておきたい。ここで私は、空間的拡がりやその唯一性の源泉が量カテゴリーにあるということ、あるいはそれらが量カテゴリーに由来する性質であるということ、こうしたことを主張してはいない。この主張なしに、カントのテーゼは理解可能である。

ちょうど同じ [空間における多様の] 総合的統一は、他方私が空間の形式を捨象するならば、[...] 量のカテゴリーなのである。(B162)

先ほど、この主張内容を、(複数の空間を唯一の空間に属するものとして総合する一定の仕方から、空間を捨象するならば、判断機能としての量カテゴリーである) と解釈した。これは、空間を捨象した後でも空間的拡がりやその唯一性が残りそれらが量カテゴリーに由来する性質である、ということを含意しない。あくまでも、量カテゴリーが空間に適用されると、空間的拡がりやその唯一性といった空間の性質のおかげをこうむって、(複数の空間を唯一の空間に属するものとしてまとめて捉える) という働きをすることができるようになるということ、これでこの主張のためには十分である。

25. 以上については [Sellars 1992, 12-13, 40] を参照。

文献表

- ・『純粋理性批判』からの引用にあたっては、慣例に倣い、第一版を A、第二版を B と

して、その後に頁数を本文中に付す。

- ・『純粋理性批判』の翻訳の底本には、Philosophische Bibliothek 版（[Kant 1998]）を用いた。
- ・その他の著作からの引用にあたっては、アカデミー版カント全集（[Kant 1923]，[Kant 1955]）により、巻数をローマ数字で、頁数をアラビア数字で記す。
- ・外国語文献からの引用は、日本語訳のあるものについては適宜参照したが、基本的に引用者自身による訳文である。
- ・引用文中の傍点は、原文の隔字体に対応する。丸括弧（）は原著者によるものである。引用者による補足のために角括弧 [] を、意味上の区切りを見やすくするために山括弧 〈〉 を、それぞれ引用者が挿入した。
- ・本文中に、意味上の区切りを見やすくするための山括弧 〈〉 を挿入した。

[Allison 1983] Allison, Henry E. *Kant's Transcendental Idealism: An Interpretation and Defense*, Yale University Press, 1983.

[Allison 2015] Allison, Henry E. *Kant's Transcendental Deduction: An Analytical-Historical Commentary*, Oxford University Press, 2015.

[Bennett 1966] Bennett, Jonathan. *Kant's Analytic*, Cambridge University Press, 1966.

[Cohen 1871] Cohen, Hermann. *Kants Theorie der Erfahrung*, Ferd. Dümmlers Verlagsbuchhandlung, 2. Aufl., 1871.

[Falkenstein 1995] Falkenstein, Lorne. *Kant's Intuitionism: A Commentary on the Transcendental Aesthetic*, University of Toronto Press, 1995.

[Frede and Krüger] Frede, Michael and Krüger, Lorenz. “Über die Zuordnung der Quantitäten des Urteils und der Kategorien der Grösse bei Kant,” *Kant-Studien*, 61, 1970, 28–49.

[Guyer 1987] Guyer, Paul. *Kant and the Claims of Knowledge*, Cambridge University Press, 1987.

[Henrich 1979 (1969)] Henrich, Dieter. 「カントの超越論的演繹論の証明構造」, 岡本三夫訳, 『カント哲学の体系形式』, 門脇卓爾監訳, 理想社, 1979年, 151–178 頁.

[Kant 1923] Kant, Immanuel. *Kant's gesammelte Schriften*, hg. von der Königlich Preußischen Akademie der Wissenschaften, Bd. 9.

[Kant 1955] Kant, Immanuel. *Kant's gesammelte Schriften*, hg. von der Königlich Preußischen Akademie der Wissenschaften, Bd. 10.

- [Kant 1998] Kant, Immanuel. *Kritik der reinen Vernunft*, Felix Meiner Verlag, 1998.
- [Longuenesse 1998] Longuenesse, Béatrice. *Kant and the Capacity to Judge: Sensibility and Discursivity in the Transcendental Analytic of the "Critique of Pure Reason"*, Charles Wolfe (trans.), Princeton University Press, 1998.
- [Onof and Schulting 2015] Onof, Christian and Schulting, Dennis. "Space as Form of Intuition and as Formal Intuition: On the Note to B160 in Kant's Critique of Pure Reason," *Philosophical Review*, 124, (1), 2015, 1–58.
- [Sellars 1992] Sellars, Wilfrid. *Science and Metaphysics: Variations on Kantian Themes*, Ridgeview Publishing Company, 1992.
- [Thompson 1989] Thompson, Manley. "Unity, Plurality, and Totality as Kantian Categories," *The Monist*, 72, (2), 1989, 168–189.
- [Uexküll 1973] Uexküll, Jakob von. 『生物から見た世界』, 日高敏隆・野田保之訳, 思索社, 1973 年.
- [Vaihinger 1881] Vaihinger, Hans. *Commentar zu Kants Kritik der reinen Vernunft*, Union Deutsche Verlagsgesellschaft, 2. Aufl, Bd. 2, 1881.
- [Waxman 1991] Waxman, Wayne. *Kant's Model of the Mind: A New Interpretation of Transcendental Idealism*, Oxford University Press, 1991.
- [五十嵐 2015] 五十嵐涼介「無限判断と存在措定」, 『日本カント研究』, 16, 2015 年, 115–128 頁.
- [五十嵐 2017] 五十嵐涼介「判断はどのようにして対象と関わるか: カントにおける単称判断とその意味論」, 『日本カント研究』, 18, 2017 年, 121–133 頁.
- [滝沢 2011] 滝沢正之「空間の超越論的観念性について」, 『日本カント研究』, 12, 2011 年, 139–157 頁.
- [鶴原 2011] 鶴原亜紀「空間知覚の成立」, 『心理学研究法』, 4, 山口真美・金沢創編著, 大山正監修, 誠信書房, 2011 年, 93–110 頁.
- [湯浅 2003] 湯浅正彦『存在と自我 カント超越論的哲学からのメッセージ』, 勁草書房, 2003 年.